



2025年 6 月20日

各 位

会社名 株式会社ラストワンマイル
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 渡辺 誠
(コード番号：9252 東証グロース)
問合せ先 財務経理担当取締役執行役員 市川 康平
(lom_investorrelations@lomgrp.co.jp)

株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年 6 月20日開催の取締役会において、2025年 7 月31日に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関する議案及び定款一部変更に関する議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式併合について

1. 株式併合の目的

当社は、2023年10月13日付「株主優待制度の導入に関するお知らせ」のとおり、所有株式数が100株未満の株主に対して1,000円分のギフト券を、所有株式数が100株以上の株主に対して5,000円分のギフト券を、年2回贈呈することを内容とする株主優待を過去に実施しておりました。

株主優待制度導入後の当社株主数は、右肩上がりに上昇し、2024年 8 月末時点の株主数は68,164人となり、株主優待制度を導入した目的の一つであった知名度向上に貢献できたと判断したため、2024年 7 月12日付「株主還元方針の変更(株主優待の廃止並びに配当の開始)に関するお知らせ」のとおり、2024年 8 月31日を最終の基準日として株主優待制度は廃止し、その後は配当等による利益還元を行っていくことといたしました。

他方で、株主優待制度廃止後の2025年 2 月28日現在においても、当社発行済株式総数は3,298,070株、株主数は48,902人であり、同日現在における当社の株主数のうち約97.05%を占める47,461人が単元未満株主で、そのほとんどが株主優待制度導入後その廃止までに当社株式を購入した株主となっております。

株式及び株主の管理にあたっては、株主名簿管理をはじめとする株式関連事務委託費用が発生し、当該株式関連事務委託費用は、株主数に比例して増加いたします。当社の2025年 2 月28日現在の株主数は、2023年 8 月31日時点の株主数に比べて約35.46倍に増加しており、また、約97.05%を単元未満株主が占めるという株主構成に鑑みて、当社の企業規模からすると株式関連事務委託費用が過大になっている状況と考えております。具体的には、当社が2024年11月28日に公表いたしました中期経営計画(事業計画及び成長可能性に関する説明資料)における2025年 8 月期から2027年 8 月期までの中期経営計画には、一般管理費として約 1 億5,000万円の株式関連事務委託費用が計上されており、下記「2. 株式併合の要旨」の「(3) 株式併合により減少する株主数等」に記載の株主構成を前提として本株式併合が実行された場合には、上記株式関連事務委託費用は大幅な削減が見込まれます。

本株式併合は、このような状況を踏まえ、株主構成の適正化を図りつつ、株式関連事務委託費用を企業規模に見合った適切な金額に抑えることで、経営資源の効率的な配分と、将来の資本政策及び株主還元の柔軟性及び機動性を確保することにより、当社グループの掲げる成長戦略をより強力に推進することを目的として実施するものです。

なお、本株式併合の併合割合につきましては、前記の本株式併合の目的に資するものとしつつ、適正な投資単位を維持しながら、当社単元株式の保有機会を失う株主の数を極力抑えられるよう、慎重に検討し、1.2株を1株に併合することとしております。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

2025年5月23日(金曜日)	本臨時株主総会基準日公告日
2025年6月9日(月曜日)	本臨時株主総会基準日
2025年6月20日(金曜日)	取締役会決議日
2025年7月31日(木曜日)(予定)	本臨時株主総会開催日
2025年8月10日(日曜日)(予定)	本株式併合の基準日(※)
2025年8月11日(月曜日)(予定)	本株式併合の効力発生日
2025年9月上旬(予定)	株主様あて株式併合割当通知の発送
2025年10月中旬(予定)	端数株式の市場での売却又は当社による取得
2025年10月中旬～11月中旬(予定)	端数株式処分代金のお支払い

※基準日当日は、株主名簿管理人の休業日にあたり、実質的な基準日は2025年8月8日(金曜日)となります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 効力発生日・併合の割合

2025年8月11日を効力発生日として、2025年8月10日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主様のご所有の当社株式について1.2株を1株に併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(2025年2月28日現在)	3,298,070株
併合により減少する株式数	549,679株
併合後の発行済株式総数	2,748,391株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び併合比率に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

10,400,000株

※併合前の発行可能株式総数から変更ありません。

(3) 株式併合により減少する株主数等

2025年2月28日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	48,902名 (100.0%)	3,298,070株 (100.0%)
2株未満所有株主	45,063名 (92.15%)	45,063株 (1.37%)
2株以上100株未満所有株主	2,398名 (4.90%)	10,632株 (0.32%)
100株以上120株未満所有株主	906名 (1.85%)	90,680株 (2.75%)
120株以上所有株主	535名 (1.09%)	3,151,695株 (95.56%)

(注) 上記表は、自己株式82,393株(1名)を含んでおります。

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式をご所有の株主45,063名は、株主としての地位を失うこととなります。

また、所有株式100株以上120株未満の株主906名は、新たに単元未満株式のみを所有することとなり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、当社の単元未満株式を所有することとなる株主は、会社法第192条第1項に規定される「単元未満株式の買取請求制度」により、単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。また、下記「Ⅱ. 定款一部変更について」に記載の定款変更が本臨時株主総会において承認可決されることを条件として、当該定款変更の効力発生日以後は、会社法第194条第1項及び下記「Ⅱ. 定款一部変更について」に記載の定款変更後の当社定款第9条の2に規定される「単元未満株式の売渡請求制度」により、株主が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数まで株式を売り渡すよう、当社に対して請求することも可能です。

具体的なお手続につきましては、当社株式についてお取引されている証券会社又は当社株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、その株式について当社が一括で売却処分又は自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた株主に対し、端数の割合に応じて交付します。

(5) 併合の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

(6) 新株予約権の付与株式数及び1株当たりの行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の付与株式数及び1株当たりの行使価額については、それぞれ、2025年8月11日以降、以下のとおり調整いたします(付与株式数については1株未満の端数切捨て、行使価格については1円未満の端数切上げ)。

①新株予約権の付与株式数

種類	調整前付与株式数	調整後付与株式数
第1回新株予約権	23,500株	19,583株
第2回新株予約権	10,000株	8,333株
第3回新株予約権	6,800株	5,666株
第4回新株予約権	26,900株	22,416株
第5回新株予約権	7,200株	5,999株

第6回新株予約権	39,200株	32,666株
第8回新株予約権	73,000株	60,833株
第9回新株予約権	139,000株	115,833株

※第7回新株予約権については、すべて行使又は消却されています。

② 1株当たりの行使価額種類

種類	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	297円	357円
第2回新株予約権	297円	357円
第3回新株予約権	297円	357円
第4回新株予約権	800円	960円
第5回新株予約権	938円	1,126円
第6回新株予約権	1,203円	1,444円
第8回新株予約権	771円	926円
第9回新株予約権	3,775円	4,530円

※第7回新株予約権については、すべて行使又は消却されています。

II. 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

当社は、本株式併合の実施に伴い、株主様の利便性向上を図るため、会社法第194条第1項の規定に基づく「単元未満株式の売渡請求制度」を導入することといたしました。

これにより、単元未満株式をご所有の株主様が、当社に対し、自己の有する単元未満株式と併せて1単元の株式となるよう、当社が保有する自己株式の売渡しを請求することが可能となります。

「単元未満株式の売渡請求制度」の導入は、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び売渡請求に係る定款の一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～3. (条文省略) (新設) (新設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～3. (現行どおり) <u>4. 次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の売渡請求)</u> <u>第9条の2 当会社の単元未満株式を有する</u>

附則 (新設)	株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。但し、当会社が売り渡すべき単元未満株式の数に相当する数の当会社の株式を有しないときは、この限りでない。 附則 第2条 第9条（単元未満株式についての権利）及び第9条の2（単元未満株式の売渡請求）の変更は、2025年8月11日にその効力が発生することとする。なお、本条は、第9条（単元未満株式についての権利）及び第9条の2（単元未満株式の売渡請求）の変更の効力発生をもってこれを削除する。
-----------------------	---

3. 日程

2025年5月23日（金曜日）	本臨時株主総会基準日公告日
2025年6月9日（月曜日）	本臨時株主総会基準日
2025年6月20日（金曜日）	取締役会決議日
2025年7月31日（木曜日）（予定）	本臨時株主総会開催日
2025年8月11日（月曜日）（予定）	定款変更の効力発生日

III. 2025年8月期期末配当金予想について

当社は、本株式併合の効力が発生した場合、2024年11月28日に発表いたしました「2025年8月期配当予想の修正に関するお知らせ」記載の2025年8月期の普通株式1株あたりの期末配当金の予想を次の算式により調整し、12.00円とする予定であります。

$$\text{調整後1株あたり配当金} = \text{調整前1株あたり配当金} \times \text{併合比率}$$

なお、かかる期末配当金予想の調整は、本株式併合に伴う調整であり、配当金総額を見直すものではありません。

以上

添付資料：（ご参考）株式併合に関するQ&A

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。
今回、当社では普通株式1.2株を1株に併合することを予定しております。

Q2. 株式併合の目的は何ですか。

A2. 当社は、2023年10月13日付「株主優待制度の導入に関するお知らせ」のとおり、所有株式数が100株未満の株主に対して1,000円分のギフト券を、所有株式数が100株以上の株主に対して5,000円分のギフト券を、年2回贈呈することを内容とする株主優待を過去に実施しておりました。

株主優待制度導入後の当社株主数は、右肩上がりに上昇し、2024年8月末時点の株主数は68,164人となり、株主優待制度を導入した目的の一つであった知名度向上に貢献できたと判断したため、2024年7月12日付「株主還元方針の変更(株主優待の廃止並びに配当の開始)」に関するお知らせ」のとおり、2024年8月31日を最終の基準日として株主優待制度は廃止し、その後は配当等による利益還元を行っていくことといたしました。

他方で、株主優待制度廃止後の2025年2月28日現在においても、当社発行済株式総数は3,298,070株、株主数は48,902人であり、同日現在における当社の株主数のうち約97.05%を占める47,461人が単元未満株主で、そのほとんどが株主優待制度導入後その廃止までに当社株式を購入した株主となっております。

株式及び株主の管理にあたっては、株主名簿管理をはじめとする株式関連事務委託費用が発生し、当該株式関連事務委託費用は、株主数に比例して増加いたします。当社の2025年2月28日現在の株主数は、2023年8月31日時点の株主数に比べて約35.46倍に増加しており、また、約97.05%を単元未満株主が占めるという株主構成に鑑みて、当社の企業規模からすると株式関連事務委託費用が過大になっている状況と考えております。

本株式併合は、このような状況を踏まえ、株主構成の適正化を図りつつ、株式関連事務委託費用を企業規模に見合った適切な金額に抑えることで、経営資源の効率的な配分と、将来の資本政策及び株主還元の柔軟性及び機動性を確保することにより、当社グループの掲げる成長戦略をより強力に推進することを目的として実施するものです。

なお、本株式併合の併合割合につきましては、前記の本株式併合の目的に資するものとしつつ、適正な投資単位を維持しながら、当社単元株式の保有機会を失う株主の数を極力抑えられるよう、慎重に検討し、1.2株を1株に併合することとしております。

Q3. 株主の所有株式数や議決権の個数はどのようにになりますか。

A3. 2025年8月10日の最終の株主名簿に記載された所有株式数を1.2で除した株式数(1株未満の端数切捨て)が併合後の株式数となります。議決権数は本株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	併合後株式数	議決権個数	端数株式(注)
例1	12,000株	120個	10,000株	100個	なし
例2	10,000株	100個	8,333株	83個	0.33株
例3	1,234株	12個	1,028株	10個	0.33株
例4	120株	1個	100株	1個	なし
例5	100株	1個	83株	なし	0.33株
例6	2株	なし	1株	なし	0.67株

例 7	1 株	なし	0 株	なし	0.83株
-----	-----	----	-----	----	-------

(注) 端数株式は小数第三位を四捨五入して記載しております。

- 例 1、4 に該当する場合：特段のお手続はございません。
- 例 2、3、5、6、7 に該当する場合：本株式併合により発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して売却処分又は自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた全ての株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額のご案内は、2025年10月中旬頃にお送りすることを予定しております。
- 例 7 に該当する場合：本株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、当社株式のご所有機会を失うこととなります。
- 例 2、3、5、6 に該当する場合：本株式併合により発生する単元未満株式(例 2 は33株、例 3 は28株、例 5 は83株、例 6 は1株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取請求制度」又は「単元未満株式の売渡請求制度」をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます(ただし、「単元未満株式の売渡請求制度」の利用については、同制度導入にかかる定款変更が2025年7月31日に開催予定の臨時株主総会において承認可決されること条件として、当該定款変更の効力発生日以後に可能となります)。

具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は末尾に記載の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A 4. 本株式併合により株主様のご所有株式数は1.2分の1となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は、理論上は1.2倍になります。したがって、株式市況の変動等の要因を別にすれば、本株式併合によって株主様ご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 本株式併合の基準日以前に所有株式数を本株式併合により端数株式が生じない数に増減させていただくことにより、1株に満たない端数株式の処分を受けないようにすることは可能です。

Q 6. 株式併合により、単元未満株式が生じますが、株式併合後も「単元未満株式の買取請求制度」や「単元未満株式の売渡請求制度」は使えますか。

A 6. 本株式併合の効力発生後に「単元未満株式の買取請求制度」や「単元未満株式の売渡請求制度」をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 投資単位(最低投資金額)はどう変わりますか。

A 7. 2025年6月18日の東京証券取引所における終値3,440円を例に挙げますと、本株式併合前における投資単位は、次のとおりです。

併合前：3,440円×100株＝344,000円

この株価を前提にすると、本株式併合後の投資単位は理論上、次のとおりとなります。

併合後：4,128円×100株＝412,800円

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は1.2倍となります。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A8. 今後の具体的なスケジュールは以下を予定しております。

2025年6月20日(金曜日)	取締役会決議日
2025年7月31日(木曜日)(予定)	本臨時株主総会開催日
2025年8月10日(日曜日)(予定)	本株式併合の基準日(※)
2025年8月11日(月曜日)(予定)	本株式併合及び定款一部変更の効力発生日
2025年9月上旬(予定)	株主様あて株式併合割当通知の発送
2025年10月中旬(予定)	端数株式の市場での売却又は当社による取得
2025年10月中旬～11月中旬(予定)	端数株式処分代金のお支払い

※基準日当日は、株主名簿管理人の休業日にあたり、実質的な基準日は2025年8月8日(金曜日)となります。

Q9. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A9. 「単元未満株式の買取請求制度」又は「単元未満株式の売渡請求制度」の利用をご希望されない場合、特段の手続きは不要です。

「単元未満株式の買取請求制度」又は「単元未満株式の売渡請求制度」の利用をご希望の方は、当社株式についてお取引をされている証券会社又は末尾に記載の当社株主名簿管理人までご連絡ください（「単元未満株式の売渡請求制度」の利用については、同制度導入にかかる定款変更が2025年7月31日に開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件として、当該定款変更の効力発生日以後に可能となります。）。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間：9:00～17:00(土・日・祝祭日を除く)